

PLUS Report 2021.10月号

新制度のご案内「実質的支配者リストの保管・交付」

現在、世界各国では、FATF（金融活動作業部会）主導のもと、マネーロンダリング及びテロ資金供与対策に関する様々な取り組みがなされています。

これは、我が国においても例外ではなく、商業登記分野においても上記取組みの一環として、平成30年11月30日には公証人に実質的支配者となるべき者の情報及びその者が暴力団員等に該当するかどうかを申告する定款認証方式の制度が運用開始されました¹。

そしてこの度、法人の透明性を向上させ、マネーロンダリング等の目的による法人悪用を防止するという観点から、商業登記所（法務局）において、株式会社からの申し出により、実質的支配者リストを保管・交付する制度（以下、「本制度」といいます。）が新たに運用開始されます。

そこで、来年より運用開始される本制度について、本記事にてご紹介したいと思います。

実質的支配者とは

実質的支配者は、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第11条第2項により、以下のとおり定義されています。

- ① 法人の総議決権の50%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人
- ② (①の該当者が存在しないとき) 法人の総議決権の25%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人
- ③ (②の該当者が存在しないとき) 出資・融資・取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有する自然人
- ④ (③の該当者が存在しないとき) 法人を代表し、業務を執行する自然人

本制度においては、形式的審査が可能な①及び②のみが対象となります。

実質的支配者リストの概要（2021年10月18日時点）

1. 運用開始日 令和4年1月31日(月)
2. 対象法人 株式会社（特例有限会社含む）
3. 法務局管轄 本店所在地の管轄登記所
4. 申出と交付の方法 申出書、実質的支配者リスト、その他添付書面を管轄登記所に出頭又は郵送により提供して行います。内容の整合性が確認されたときは、登記官の認証文付きの実質的支配者リストの写しが交付されます。
5. 申出・(再) 交付権者 対象となる株式会社（代理申請可能）
※本人以外は申出・(再)交付は出来ません。

¹ 新定款認証方式については、【PLUS Report 2018年11月号】連載「会社運営に役立つ法制度」第10回 実質的支配者情報の申告 ~設立時のルールが厳格に~ (<https://plus-office.jp/archives/435>) をご参照下さい。

6.対象範囲 実質的支配者の4類型のうち、登記官の形式的審査に馴染みやすい以下の2類型が対象となります。

①法人の総議決権の50%を超える議決権を有する自然人

②法人の総議決権の25%を超える議決権を有する自然人

7.記載事項 ※各項目要約しております。

① 株式会社の商号、本店の所在場所、会社法人等番号

② 申出をする日前1か月以内の一定の日における、実質的支配者の氏名、住所、国籍等及び生年月日

③ 実質的支配者の株式会社における議決権割合

④ 実質的支配者の支配法人が有する議決権がある場合は、実質的支配者、支配法人、株式会社との間の支配関係図

⑤ 実質的支配者の該当性の添付書面の名称

※株主名簿、1期目に限り公証人発行の申告受理及び認証証明書、2期目以降に限り確定申告書別表2等

8.保管期間 作成した年の翌年から7年間

9.手数料 無料

10.その他の特徴、注意点

・実質的支配者リストは、各添付書面欄記載の書面と整合することを確認して保管を行うものであり、記載されている内容が真実であることを証明するものではありません。

・申出書記載の代表者の住所、氏名と登記簿上の代表者の住所、氏名が異なる場合は、かかる変更登記をしなければ申出が受理されません。

・本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合であっても、実質的支配者リストの保管登記所は、申出を受けた商業登記所で保存されます。

・登記所保管の実質的支配者リスト記載の会社の商号・本店の所在場所や作成者である代表取締役について変更等の登記がなされて、実質的支配者リストの記載と登記簿の記録とに不一致が生じた場合は、再交付の申出をすることができません。この場合、新規に実質的支配者リストを作成し、改めて保管の申出をすることとなります。

今後の展望

国際社会においては実質的支配者情報の把握の要請はとて強く、既に欧州においては、実質的支配者情報の公的機関への申告・登録、更新などが義務付けられている国もあり、日本においても将来的に制度の拡大や厳格な運用がなされるのではと思われます（米国には実質的支配者情報の登録制度は存在しないとのことです）。

FATF 勧告により、金融機関の顧客管理も重要な課題とされており、本制度は金融機関からの要請に基づくものでもあることから、今後は金融機関が顧客に対して実質的支配者リストの提出を求める機会が増えていくのではと思われます（公証人による新定款認証方式により交付される申告受理及び認証証明書は、既に一部の金融機関では口座開設時の提出書類とされています）。

また、実質的支配者リストの保管申出を公的機関に行っていることそのものが、対外的な信頼性の向上や法人の透明性のアピールに繋がるとともに、内部的にも、提出用株主名簿の作成を都度行うと

いう煩雑な事務処理から解放されるなどの効果も期待されます。

もっとも、オンライン申出は制度化されておらず、商業登記簿の登記の変更が実質的支配者リストに反映されるわけでもありません。また、申出をする際は申出前1か月以内の実質的支配者情報に限る等の申出時点の情報鮮度は確保されてはいるものの、その後の更新義務が課されていないことから、必ずしも登記所保管の情報が最新の情報というものではありません。

このように、利便性の向上・正確な情報の反映といった制度運用上の課題は残されています。

さらに、法人に関する様々な情報が一元管理されることは、集約された情報が本来の目的と離れて使用されるといった潜在的な危険が内在しているといえるため、法人の不正使用防止目的と株主等法人側の利益保護との調整やルール整備は、本制度を展開していく上で今後さらに検討する必要があるといえます。

おわりに

実質的支配者リストの申出・交付手続きは司法書士が代理可能な制度です。

また、当法人は企業法務に精通した司法書士が多数在籍しており、実質的支配者リストを始めとした最先端の制度にも熟知しており柔軟に対応することができます。

本制度の活用を検討されている皆様は、ぜひ一度当法人へお問い合わせ下さい。

(文責：司法書士 米田圭佑)

参考文献：

- ・商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則（令和3年法務省告示第187号）
- ・「商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則の施行に伴う事務の取扱いについて（通達）」（令和3年9月17日付け法務省民商第159号民事局長通達）
- ・FATF（金融活動作業部会）、「対日相互審査報告書の概要（仮訳・未定稿）」、金融庁、<https://www.fsa.go.jp/inter/etc/20210830/20210830.html>（2021.10.18）
- ・法務省、「実質的支配者リスト制度の創設（令和4年1月31日運用開始）」
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00116.html（2021.10.18）
- ・法務省、商業登記所における法人の実質的支配者情報の把握促進に関する研究会、
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00044.html（2021.10.18）

本レポートは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については各々固有・格別の事情・状況に応じた適切な助言を求めていただく必要がございます。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的な見解であり、当法人若しくは当グループ又は当法人のクライアントの見解ではありません。

PLUS Report では、本誌をより充実させ皆様に有益な情報を発信していくため、皆様のご意見・ご感想をお待ちしております。採りあげますテーマなどお気軽にご意見やご要望をお寄せ頂ければ幸いです。

(PLUS Report 事務局 plus-report@plus-office.com)

(お問合せ先) プラス事務所～司法書士法人・土地家屋調査士法人・行政書士法人～

東京オフィス 〒104-0031

東京都中央区京橋1丁目1番1号 八重洲ダイビル5F

TEL 03-3516-1447 / FAX 03-3516-1448

佐世保オフィス 〒857-0042

長崎県佐世保市高砂町4番18号 アボード高砂3F

福岡オフィス 〒810-0001

福岡市中央区天神2丁目14番8号 福岡天神センタービル3F

TEL 092-752-8266 / FAX 092-752-8267

熊本オフィス 〒860-0806

熊本市中央区花畑町4番1号 太陽生命熊本第2ビル 6F

TEL 0956-23-5400 / FAX 0956-23-5440

長崎オフィス 〒850-0033

長崎県長崎市万才町 10 番 13 号 万才町坂ビル 2F

TEL : 095-829-0041 / FAX : 095-829-0042

TEL 096-342-4300 / FAX 096-342-4302